

仙台市と行政手続きに関する恒常的な連携協定書を取り交わしました



本会は、昨年12月23日「仙台市と宮城県行政書士会との行政手続きに関する連携協定書」を取り交わしました。

全国の政令都市の中で、行政書士会と災害時そして通常時の業務において恒常的な業務連携を図るのは、仙台市が初の自治体では、と聞き及ぶ大変光栄ある協定を結ぶこととなりました。

そもそも、この協定締結のきっかけは、仙台市のコロナ禍対策事業推進にあたり、本会が、事業者等を支援する業務などを受託する機会を得、高い評価をいただくとともに、双方が、連携を強固にすることによって、より一層行政手続きの向上が図られると、認識したことにあります。

因みに、これまでの仙台市との連携事業は、①区役所における各種行政手続の相談②空き家の調査等③外国人住民からの相談などがあります。こうした実績を踏まえた上で、今後、仙台市において業務連携のニーズが発生した場合には、速やかに連携を図ることができる旨を規定しました。機動的連携によって、行政、市民、本会、三者共存共栄の画期的関係の構築が図られ、質の高い社会貢献ができるものと確信しております。

なお、今回の協定書の取り交わしに当たっては、市議会議員兼業の行政書士のご尽力によるものとお伝えし、報告とさせていただきます。